



宮城県内各港における
工事・作業・行事許可申請
の手引き

令和3年7月

宮城海上保安部
石巻海上保安署
気仙沼海上保安署

特定港における工事・作業・行事許可申請

1 工事・作業・行事許可申請

港則法の規定により、特定港（仙台塩釜港及び石巻港）内で工事・作業・行事を行う場合は許可申請が必要です。

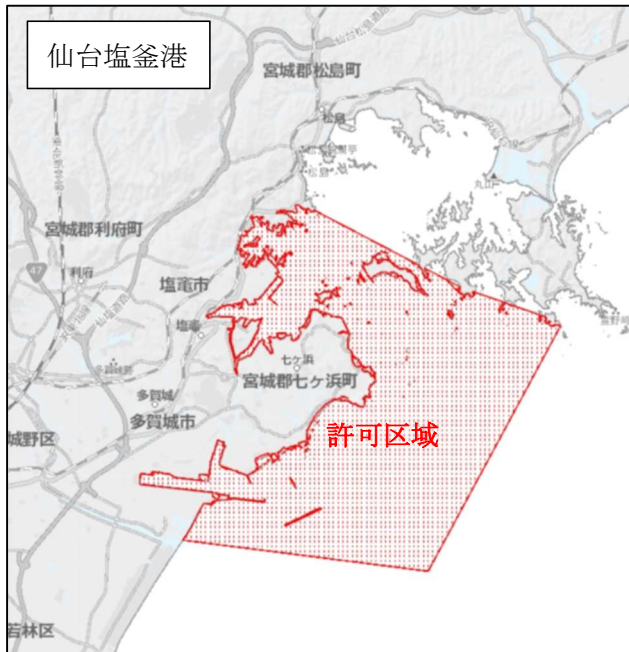
着手又は実施希望日の1ヵ月前まで※1に「港長」あての申請書を、工事・作業にあつては元請者、行事にあつては主催者などの実施責任者が提出してください。

2 提出先

仙台塩釜港 ➤ 宮城海上保安部「仙台塩釜港長」

石巻港 ➤ 石巻海上保安署「石巻港長」

また、申請後・許可後に内容に変更等が生じた場合は内容変更許可申請書を変更前に提出してください。



※1 行政手続法に基づき、港長及び海上保安部署等は、港則法に規定する各種許可基準及び標準処理期間を定めており、「工事・作業・行事許可申請」に係る処理期間は「1ヵ月」以内と定められています。

適用港における工事・作業許可申請

1 適用港とは

特定港とは違い、港則法の規定を一部準用される港を言い、宮城県内では以下の港が適用港として指定されています。

【適用港一覧】

渡波港・荻浜港・女川港・鮎川港 → (担当：石巻海上保安署)

気仙沼港・志津川港 → (担当：気仙沼海上保安署)

上記港で実施される工事・作業は許可申請の対象となりますので、着手又は実施希望日の1ヵ月前までに、担当の海上保安署に許可申請書の提出が必要であり、あて先は、港長ではなく、「宮城海上保安部長」となりますので留意願います。

また、申請後・許可後に内容に変更等が生じた場合は「宮城海上保安部長」宛の内容変更許可申請書をお早めに担当保安署に提出してください。

2 適用港で実施される行事の整理

特定港とは違い、適用港は、行事許可申請の必要はありません。

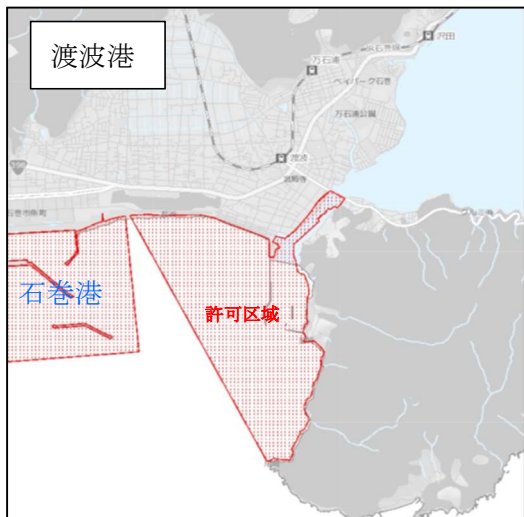
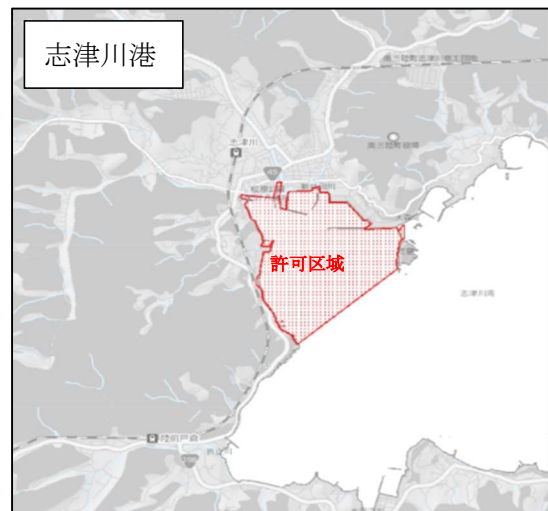
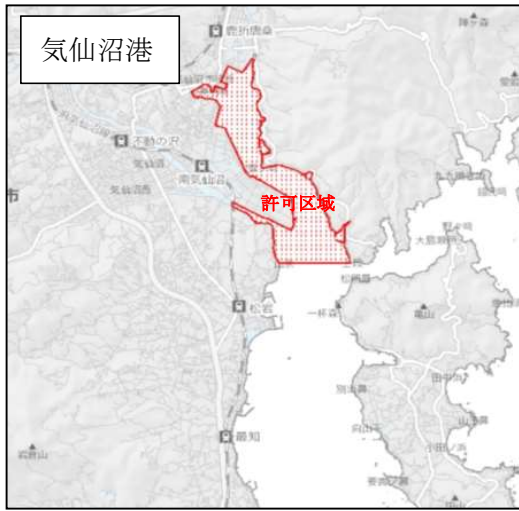
しかし、多数の船舶を使用する場合やカッターレース等の周囲航行船舶の航行の支障になる可能性のある行事等を検討している場合は、最寄りの海上保安部署に相談してください。

また、行事を実施する場合は、漁業関係者や観光船業者等への周知を徹底するようにお願いします。

海上行事のイメージ



【適用港一覽図】



特定港・適用港以外の海域で実施する場合

特定港及び適用港以外の港又は海域で実施される海上工事・作業・行事は、港長や海上保安部長への許可申請は必要ありません。

しかし、海上保安庁として法令の適用を受けない海域で実施される工事・作業・行事の情報は、船舶交通の安全のために非常に有益です。

港則の適用を受けない海域で工事等の実施を計画されている方は、関係者への周知用のチラシなど、簡単なもので結構ですので、最寄りの海上保安部又は海上保安署への提出をよろしくお願いします。

法に基づく書類ではないので、許可申請の対象ではありませんが、こちらで安全対策等で気づいた点がありましたら、アドバイスさせていただきます。

事務取扱窓口

宮城海上保安部 交通課 (仙台塩釜港)

〒985-0011

宮城県塩釜市貞山通三丁目4番1号

電話番号 022-367-3917

FAX番号 022-367-3917

石巻海上保安署 (石巻港・渡波港・荻浜港・鮎川港・女川港)

〒986-0845

宮城県石巻市中島町15-2

電話番号 0225-22-8088

FAX番号 0225-22-8010

気仙沼海上保安署 (気仙沼港・志津川港)

〒988-0034

宮城県気仙沼市朝日町1-2

電話番号 0226-22-7084

FAX番号 0226-22-3469

事務取扱時間等

受付時間は、次のとおりです。

●平日 (月曜日～金曜日)

午前8時30分から12時00分、

午後1時00分から5時15分まで

- 閉庁日 (土曜日、日曜日、祝日及び年末年始12月29日～1月3日) は、原則、取扱いはできませんが、急を要する案件については、上記保安部署の当直者に概要を説明してください。

工事・作業・行事 許可申請書

令和 年 月 日

仙台塩釜港長※2 殿

申請者

(社名・団体名)

(役職・氏名)

印

(住所・電話番号)

1 目的及び種類

2 期間及び時間

3 区域又は場所

(区域を示す図面を添付してください。)

4 方 法

(別添として添付してください。)

5 そ の 他

(安全対策等を別添として添付してください。)

注 意

- 1 用途により、表題中不要の文字を削ること。
- 2 申請書は、1通提出すること。
- 3 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

【許可申請書の書式ダウンロードはこちら】

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/apply/info.html> (海上保安庁 HP 掲載)

※2 石巻港は「石巻港長」あて、その他適用港は「宮城海上保安部長」あてとなります。

2 申請書記載要領

(1) 目的及び種類

工事・作業・行事の内容が分かるように具名的に記入してください。

例：「〇〇ふ頭岸壁改修工事」「〇〇区におけるポンプ浚渫作業」
「〇〇港周辺養殖漁具設置作業」「塩釜区におけるカヌー体験会」
「〇〇湾内海上花火大会」 等

(2) 期間及び時間

期間は契約工期等ではなく実際に工事等を行う期間を記入してください。

例：令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日 日出～日没
(予備日 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日 日出～日没)

(3) 区域または場所

港湾施設名などを使用し、大まかな場所がわかるよう記載してください。

例：塩釜区〇〇ふ頭〇号物揚場、仙台区〇〇岸壁前面海域

また、別添として、区域等が十分把握できる詳細な図面を添付していただくと共に、工事・作業等の実施区域の緯度経度の記載をお願いします。

提出した許可申請書に緯度経度の記載がない場合は、記載のお願いをすることがあります。

(4) 方法

① 請負契約書等の受注者及び契約期間がわかる契約書等の写しを添付してください。

② 施工計画・実施計画

ア 概要

目的及び方法について簡潔に記載してください。

イ 位置図

海図・工事図面等を利用し、正確な位置・範囲・数量等がわかるよう記載してください。

また、航路付近で行うものや、可航幅に影響を与えるものは、航路までの距離や対岸までの距離等を記載してください。

ウ 工程表・進行表

陸上と海上を区別し、申請期間に合わせて作成してください。

エ フロー図

工程表・進行表等にある各項目（工種）に合わせて作成してください。

オ 方法

フロー図の各項目の説明及び説明図を作成してください。

(5) その他

① 安全対策

記載例を参考に実施する内容に合わせて作成し、場合により、避難経路図、夜間停泊位置図等を添付してください。

② 緊急時連絡系統図

記載例を参考に事故発生時等の緊急時に連絡が必要となる先の一覧等を作成してください。

③ 警戒船管理運用要領

警戒船が配備される場合は、「警戒船管理運用要領」を作成し、警戒船に関する管理講習（警戒業務管理者）及び業務講習（専従警戒要員）の受講証明書がある場合はその写しを添付してください。

④ 関係先への周知状況

付近船舶交通に影響がある場合は、周知用資料を作成するなどして関係先に周知を行うとともに周知状況を記載してください。

⑤ 使用船舶一覧表

船舶を使用する場合は「使用船舶及び操縦者一覧表」を添付してください。

⑥ 磁気探査結果報告書

磁気探査未実施海域にて浚渫、杭等の打込みがある場合には添付してください。

⑦ 水底土砂計量証明書

水底土砂の海洋投棄、埋立地への投入等がある場合には添付してください。

⑧ 水路測量に係る留意点

ア 水路測量の費用を国または地方公共団体が負担している場合には水路業務法第6条に基づく「水路測量許可申請」が必要です。

申請の詳細については、第二管区海上保安本部海洋情報部にお問い合わせ願います。

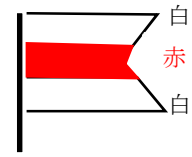
イ 民間企業が独自に実施する水路測量にあっても、船を安全に入港させるためには、その測量成果を海図に反映させる必要があります。

水路業務法第26条に基づき、海上保安庁では、民間企業が独自に実施する水路測量に当庁の専門職員を立ち会わせて技術指導を実施し、その測量成果を審査することで安全を保障した情報を海図に記載しています。

ウ 水路業務法第6条の規定により、許可を受けた者の船舶は、水路測

量を行う場合は国土交通省令で定める標識を掲げる必要があります。

※同省令で定める標識は右図のとおりです。



⑨ 注意事項

- ア 申請にあたっては、専門用語を避け、特殊な作業等については図による説明を追加するなど、一般の方にも分かる表現で記載してください。
- イ 標識等を設置する場合は、標識等の構造性能が分かる書類を添付してください。

安全対策記載例

記載例はそのまま使用せず、申請内容にあったものに修正して記載してください。

1 船舶の使用がある場合

< 共通安全対策 >

- ① 現場には許可書を携行し、同書記載の安全対策の各事項をすべての作業員に予め周知します。
- ② 現場には専従の警戒員を配置し、警戒にあたります。
- ③ 工事作業においては、港則法、海上衝突予防法の規定を遵守するとともに、作業船には海上衝突予防法に基づく灯火・形象物を掲げます。
- ④ 通航船に支障がある場合は作業を中断し、作業船を移動するか又は、アンカーワイヤーを緩めて通航路を確保します。
- ⑤ 夜間作業は実施しません。(※実施する場合は、理由書を添付すると共に別途夜間作業の安全対策を定めること)
- ⑥ 作業開始前には、船舶等の始業点検を実施します。
- ⑦ 作業船等の乗組員および作業員には救命胴衣等の保護具を装着させます。
- ⑧ 材料、資機材等が海面へ落下しない様措置を講じます。
- ⑨ 流出のおそれがあるものには、所有者名を表示します。また、これらの係留、設置にあたっては、流出の防止に努めます。
- ⑩ 万一、工事用資機材等の流出等があった場合は、発見回収に努めます。
- ⑪ 気象情報、特に注意報等の発表に留意し、次の場合は作業を中止するとともにこれ以下であっても状況に応じ中止します。

風速〇〇m/s 以上、波高〇〇m 以上、視程〇〇m 以下

津波注意報・警報発表時（緊急避難場所位置図を添付）

- ⑫ 作業中、事故その他異常事態が発生した場合は別添「緊急時連絡系統図」により関係先へ連絡します。
- ⑬ 【※警戒船を配備する場合に記載】作業中は、常時警戒船を配備します。
- ⑭ 【※警戒船を配備する場合に記載】作業船のアンカー位置を示す標識（※形状・灯色・灯質等を記入のこと）を設置します。
- ⑮ 【※磁気探査を実施する場合に記載】磁気探査の結果、爆発物等の危険物が発見された場合には、直ちに宮城海上保安部に連絡をとり、指示を受けます。
- ⑯ 【※作業区域内にバースがある場合に記載】作業区域内のバースに船舶が係留中は、作業は実施しません。
- ⑰ 【※作業区域内の近隣に危険物取扱いバースがある場合に記載】危険物積載船舶から30メートル以内では作業は実施しません。

2 船舶の使用がない場合

<共通安全対策>

- ① 現場には許可書を携行し、同書記載の安全対策の各事項をすべての作業員に予め周知徹底します。
- ② 現場には専従の警戒員を配置し、警戒にあたります。
- ③ 夜間作業は実施しません。(※実施する場合は、理由書を添付すると共に別途夜間作業の安全対策を定めること)
- ④ 作業員には救命胴衣等の保護具を装着させます。
- ⑤ 材料、資機材等が海面へ落下しない様措置を講じます。
- ⑥ 流出のおそれがあるものには、所有者名を表示します。また、これらの係留、設置等にあたっては、流出の防止に努めます。
- ⑦ 万一、工事用資機材等の流出等があった場合は、発見回収に努めます。
- ⑧ 気象情報、特に注意報等の発表に留意し、次の場合は作業を中止するとともにこれ以下であっても状況に応じ中止します。

風速〇〇m/s 以上

波高〇〇m 以上【潜水作業、海上部へ張り出しての作業等がある場合に記載】
津波注意報・警報発表時（緊急避難場所位置図を添付）

- ⑨ 作業中、事故その他異常事態が発生した場合は、別添「緊急時連絡系統図」により関係先へ連絡します。
- ⑩ 【※作業区域内にバースがある場合に記載】作業区域内のバースに船舶が係留中は、作業は実施しません。
- ⑪ 【※作業区域の近隣に危険物取扱いバースがある場合に記載】危険物積載船舶から30メートル以内では作業を実施しません。

3 潜水作業の安全対策（ヘルメット式）

(※別方法の時は、それぞれ、フーカー式・スクーパー式の別を記入)

- ① 作業前には潜水者の健康状態の確認および潜水器材の点検・整備を行います。
- ② 作業中は潜水士船上(※潜水士船を使用しない場合は、栈橋上等の設置場所を記入)に、国際信号旗 A 旗を表す信号板を掲げるとともに、見易い場所に「潜水作業中」と表示した看板を掲げます。
- ③ 潜水士船上(※潜水士船を使用しない場合は、栈橋上等)には補助員及び専従の警戒員を配置し、接近する船舶があれば旗やハンドマイク等により、注意を喚起します。
- ④ 潜水作業を実施する前には現場の作業員や作業船に対し十分に周知します。
- ⑤ 潜水士と見張り員との連絡は水中電話(※その他の方法を使用する場合は、具体的な方法を記入)で行います。

- ⑥ 潜水作業は潜水作業安全施工指針（国土交通省港湾局監修）に基づき実施します。
- ⑦ 【※スクーバ式のみ記載】潜水作業は2名1組のバディー潜水にて実施します。
- ⑧ 【※船底付近での作業を実施する場合に記載】推進器や船底弁等による事故を防止するため、事前に船舶の責任者と十分な打ち合わせを行い、事故防止のための措置が講じられたことを確認してから作業を開始します。（※船底調査等を実施する場合は、船橋、エンジンルーム等に貼る周知ポスターを別添付してください）
- ⑨ 【※バース付近で作業を実施する場合に記載】潜水作業を実施することについては、バース管理者（※具体的名称を記入）と調整済です。（※連絡した日時、担当者の所属・氏名を記載する）
- ⑩ 気象のみならず海象に係る情報にも留意し、次の場合は潜水作業を中止するとともにこれ以下であっても状況に応じ中止します。

流速〇〇m/s 以上、波高〇〇m 以上、水中視界〇〇m 以下

4 火気使用の安全対策（危険物荷役棧橋での工事等）

- ① 工事を行う前に、棧橋側責任者と工事内容につき十分な打ち合わせを行います。
- ② 火気の使用に際しては、事前にガス検知を実施し、また、作業中も随時実施しながら、安全確認を行います。
- ③ 最寄の消火栓にホースを接続しておき、直ちに使用できるようにします。
- ④ 工事現場付近に持ち運び式消火器を用意して置き、直ちに使用できるようにします。

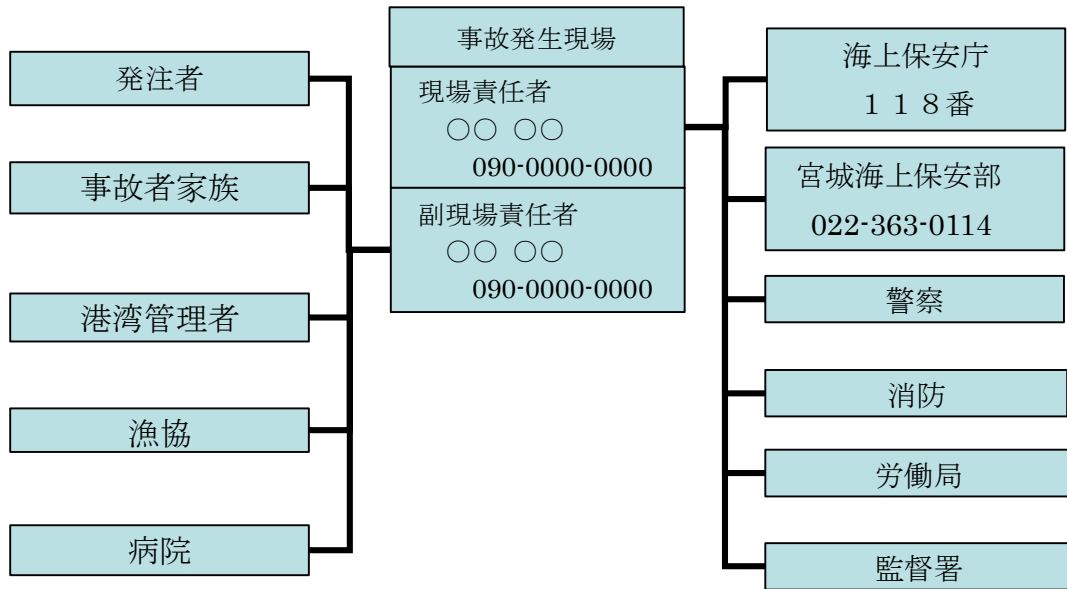
5 土運船、起重機船等の曳航作業の安全対策

- ① 仙台塩釜港塩釜区航路を通航する際は宮城海上保安部管制官に（022-365-9770）へ事前に連絡し、その指導に従います。
- ② 航路を横断する際は、航路航行中の船舶に支障のないことを確認し、できるだけ速やかに最短距離を横断します。
- ③ 土運船（※起重機船等の場合には、それを記入）の乗組員には救命胴衣を着装させます。
- ④ 【※土運船の場合のみ記載】積載土砂の洩出のないよう十分な対策を講じます。

6 夜間作業の安全対策

- ① 作業に必要な照度が得られる様に照明器具を配置し、安全を確保します。
- ② 照明の点灯に際しては、通航船舶に対し眩惑を与えることの無い様に照度、照射方向等を考慮します。
- ③ 作業船等の船舶には法律で定められた灯火を表示し、事故防止に努めます。

緊急時連絡系統記載例



使用船舶及び操縦者一覧表

使用目的	警戒船1	警戒船2	通船	
船名	〇〇丸	△△丸	□□丸	
船舶番号				
総トン数				
船舶寸法				
形式・能力				
用途				
船舶所有者				
航行区域				
旅客				
船員				
その他の乗組員				
計				
有効期限				
交付機関				
電話番号				
船長氏名				
生年月日				
本籍				
免許種類				
免許番号				
交付年月日				
有効期限				
備考				

警戒船管理運用要領 記載例

1 目的

この要領は、(会社名)株式会社が施工する「(工事名)」の実施に際し、当社が配備する警戒船の業務を的確に実施し、もって工事作業等の実施海域及びその付近海域における船舶航行の安全と工事作業等の円滑な遂行を図り、事故防止に万全を期することを目的とする。

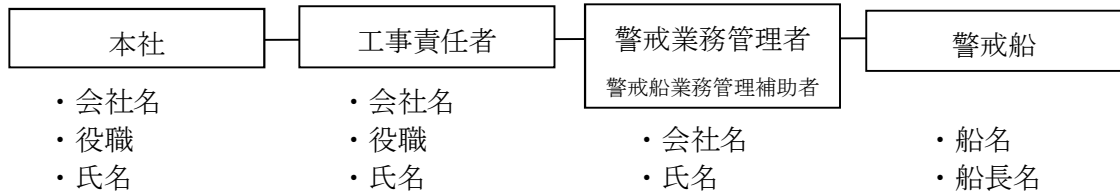
2 警戒船の配備

- (1) 本工事作業等の実施期間中は、○隻の警戒船を配備する。
- (2) 配備する警戒船は、次のとおりとする。
 - ・会社名 船名 総トン数 乗組員数
- (3) 配備期間及び配備時間は、次のとおりとする。
 - ・配備期間 配備時間

3 警戒船の指揮系統及び通信連絡体制

3 - 1 警戒業務管理者及び警戒業務管理補助者（以下「警戒業務管理者等」という。）

- (1) 警戒業務を的確に処理するため、次のとおり警戒業務管理者○名及び警戒業務管理補助者○名を置く。
 - 警戒業務管理者
 - ・会社名 氏名 生年月日
 - ・経歴（警戒船の船長、専従警戒要員又は警戒業務管理者等としての経歴）
 - ・管理講習受講年月日及び当該講習主催者名
 - 警戒業務管理補助者（会社名）（氏名）（生年月日）
 - ・会社名 氏名 生年月日
- (2) 指揮系統は次のとおりとする。



3 - 2 警戒船の船長

警戒船の船長には、次の者をあてる。

- ・会社名 船名 氏名 経歴（警戒船への乗船経歴） 受有海技免状の種類

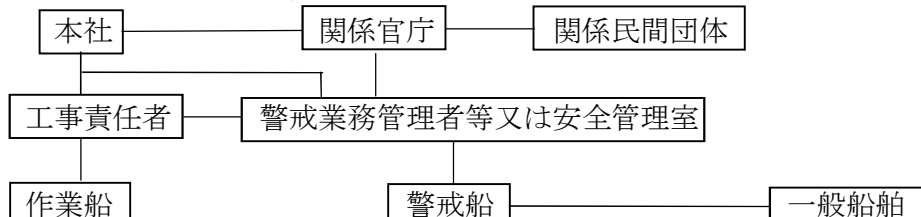
3 - 3 専従警戒要員

警戒船には、次のとおり専従警戒要員を○名乗船させ、警戒業務管理者等の指揮の下に船長と協力して、本要領の定めるところにより警戒業務の実施にあたらせる。

- ・会社名 氏名 生年月日 経験（警戒船における警戒業務の経験年数）
業務講習受講年月日及び当該講習主催者名

3 - 4 通信連絡体制

- (1) 警戒業務実施中における警戒業務に関する通信連絡体制は、次のとおりとする。



- (2) 警戒船の船長及び専従警戒要員は、常時、連絡無線を聴取し、航行船舶からの質問に

応じるほか、緊急事態の把握に努める。

- (3) 通信連絡を行う場合の昼間・夜間の関係先電話番号、連絡方法及び警戒船の呼出名称等は、別表のとおりとする。

4 警戒を行う区域等

警戒船が警戒を行う区域及び警戒船の配備位置は、別図一〇のとおりとする。

5 警戒船の性能、設備等

- (1) 警戒船の性能は、次のとおりとする。

①総トン数 ②最高速力 ③長さ ④幅 ⑤船橋における眼高

- (2) 警戒船には、次に掲げる設備等を装備する。

①連絡設備 ②監視機材 ③注意喚起器材 ④表示器材 ⑤その他

6 警戒業務実施要領

6 - 1 警戒船の業務

警戒船の業務は、工事作業等の実施海域付近において、主として次の業務を行うものとする。

- (1) 工事作業等及び航行制限の内容に関する情報を航行船舶等へ提供すること。
- (2) 工事作業等の関係船舶の交通を整理すること。
- (3) 工事作業等の実施海域に異常接近する船舶に対し注意を喚起すること。
- (4) 工事作業等の実施海域内の関連施設及び工事作業等の関係船舶に異常接近する船舶の監視を行うこと。
- (5) 工事作業等の実施海域を示す標識その他の関連施設の異常の有無の監視を行うこと。
- (6) 工事作業等の実施に伴って発生した事故により船舶交通に危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、人命の安全確保及び船舶交通の危険を防止するため必要な応急の措置を行うこと。
- (7) 工事作業等の実施海域を示す標識その他の関連施設の異常を発見した場合又は工事作業等の実施海域及び警戒を行う区域内で事故が発生した場合は、実施海域内の関係者にその状況を通報するとともに、警戒業務管理者及び警戒業務管理者の職務を補佐する警戒業務管理補助者（以下「警戒業務管理者等」という。）へ報告すること。

6 - 2 基本的留意事項

警戒船の船長及び専従警戒要員は、協力して次の事項を実施すること。

- (1) 警戒業務が的確に実施できるよう、船体・機関・機器等の保全並びに警戒業務に必要な研鑽及び各種訓練の実施に努めること。
- (2) 乗組員の作業を明確に定めた配置表を船内の見えやすい場所に備えつけておくこと。
- (3) 警戒業務実施方法の参考とするため警戒業務記録簿を備え付け、警戒業務管理者等から入手した情報・指示、警戒業務の引継事項、実施概要等を記録すること。

6 - 3 警戒業務実施前の遵守事項

警戒船の船長は、警戒業務管理者等を通じ、次の情報を入手すること。

- (1) 工事作業等の状況
- (2) 作業船等の運航計画
- (3) 気象通報
- (4) その他必要な事項

6 - 4 警戒業務実施中における遵守事項

- (1) 警戒船の立場は、工事作業等の情報を伝達する等一般船舶の安全航行について協力するものであって、他船に対する指示権や航法上の優先権を有するものではないことに留意すること。
- (2) 警戒船の船長は、海上衝突予防法、海上交通安全法及び港則法等関係法令を遵守し、航行の安全を確保すること。
- (3) 警戒船の船長は、操船者及び専従警戒要員を常時船橋に配置して見張りを厳重にし、レーダー等を活用して、工事作業等の実施海域に異常接近するおそれのある船舶の動向を早期に把握すること。
- (4) 警戒船の船長は、特別の指示による場合及び緊急の場合のほか、警戒を行う区域を離れないこと。
- (5) 警戒船の船長は、緊急その他やむを得ない場合のほか、いたずらに他船に接近しないこと。
- (6) 警戒船の船長は、巡視船艇から海難救助等の緊急措置について協力要請があった場合には、その旨を警戒業務管理者等に報告し、指示を受けこれに協力すること。

6 - 5 一般的な工事作業等の警戒の要点

- (1) 警戒船の船長は、担当する警戒を行う区域内を適宜巡回し、航行船舶、工事作業等の関係船舶の運航状況及び航行援助施設並びに気象・海象状況に留意し、○時、○時、○時、○時に次の事項を警戒業務管理者等に報告すること。
なお、前記状況に異常を認めた場合には、その都度、警戒業務管理者等に報告すること。
 - ① 警戒を行う区域内の状況
 - ② 標識その他の関連施設の異常の有無
 - ③ 天候及び海上模様
 - ④ その他必要な事項
- (2) 警戒船の船長及び専従警戒要員は、工事作業等の関係船舶が一般船舶の航行を妨害するおそれがあるとき等航行の安全上必要な場合には、警戒業務管理者等に報告するとともに、工事作業等の関係船舶の交通の整理を行うこと。
- (3) 警戒船の船長及び専従警戒要員は、一般航行船舶が工事作業等の実施海域に異常接近するおそれがある場合には、次の措置を講じ、事故防止に万全を期すること。
 - ① 航行船舶の進路及び速力等から判断して、工事作業等の実施海域に異常接近するおそれがある場合には、直ちに当該船舶に近づき、無線、汽笛、拡声器、探照灯又は赤旗等適切な手段により、注意喚起を行うこと。
 - ② 接近防止のため、必要に応じ、接近を阻止する位置に船位して注意喚起を行うこと。
 - ③ 夜間にあつては、探照灯を使用して、工事作業等の実施海域を標示する灯浮標や海上作業施設等を照射し、危険が迫っていることを早期に相手船に知らせること。
なお、探照灯を使用するにあたっては、相手船を幻惑させないように留意すること。
 - ④ 自船のみで侵入を阻止することが困難である場合には、早期に他の警戒船等の協力を求めること。
 - ⑤ 侵入船舶があつた場合には、当該船舶に対し早期に工事作業等の実施海域外へ退避するよう協力を求め、必要に応じ、誘導等の措置を講じるとともに、次の事項を直ちに警戒業務管理者等に報告すること。

また、速やかに異常事態発生状況報告書及び航跡図を作成し、警戒業務管理者等に提出すること。

- イ 船種、船名（漁船にあつては漁船登録番号）
- ロ トン数
- ハ 国籍
- ニ 仕出港及び仕向港

- ホ 船舶電話番号
- ヘ 代理店の住所、名称、電話番号
- ト 侵入の概要及び警戒船のとった措置
- チ 損害の有無及び状況
- リ その他参考事項

- (4) 警戒船の船長及び専従警戒要員は、工事作業等の実施海域に設置された標識その他の関連施設の異常の有無の監視を行い、異常を発見した場合には、直ちにその状況を警戒業務管理者等に報告すること。
- (5) 警戒船の船長及び専従警戒要員は、工事作業等の実施海域及び警戒を行う区域内で事故が発生した場合には、直ちに現場に急行し、配置表に基づき必要な措置を講じるとともに、次の事項を警戒業務管理者等に報告すること。
また、速やかに異常事態発生状況報告書を作成して警戒業務管理者等に提出すること。

- ① 事故の種別
- ② 発生日時
- ③ 発生場所
- ④ 事故の概要
- ⑤ 措置の概要
- ⑥ その他参考事項

6 - 6 移動しながら行われる工事作業等の警戒の要点

- (1) 警戒船の船長は、原則として工事作業等の関係船舶（以下「被警戒船」という。）等から指示又は要請された位置に船位して、被警戒船と連絡を保ちながら警戒に当たること。
- (2) 被警戒船等と他船とが危険な見合い関係になるおそれがある場合には、直ちに相手船に近づき、無線、サイレン又は拡声器等適切な手段により、接近してくる船舶に事故防止の協力を求め、危険な見合い関係とならないように努めるとともに、直ちにその状況を被警戒船に連絡すること。
- (3) 警戒船と被警戒船の間に、他船を割り込ませないよう措置すること。

6 - 7 警戒船の運航中止基準等

警戒業務管理者等は、気象・海象等の状況を勘案のうえ、警戒船の運航中止又は待機の指示を行うこと。

（運航中止基準）

○○丸 平均風速○m/sec以上 波高○m以上

△△丸 平均風速○m/sec以上 波高○m以上

※ 工事中止条件 平均風速○m/sec以上 波高○m以上

6 - 8 異常気象・海象時の措置

- (1) 警戒船が気象・海象等の事由により退避する場合の場所は、原則として工事作業等の実施海域付近とし、気象・海象等が回復次第、警戒を行う区域に復帰すること。
- (2) 警戒業務管理者等が気象・海象等の状況を勘案して待機を命じる場合の待機場所は、その都度指定するが、原則として別図一〇に示す海域とする。
- (3) 警戒船の船長は、荒天のため待機し、及び気象・海象等の回復により復帰したときは、警戒業務管理者等に報告すること。
- (4) 警戒船の船長は、荒天待機等で避泊する場合は、緊急事態の発生に備え、他船の影響等により出動不能となることのないよう泊地を選定すること。
- (5) 警戒船の船長及び専従警戒要員は、視界不良等のため、工事作業等の実施海域付近で退避又は待機する場合は、レーダー等を活用して航行船舶の動静把握に努めること。

6 - 9 警戒船の交替等

- (1) 警戒船の船長は、交替のために基地を出港するときは、その旨を警戒業務管理者等

- に報告し、必要な指示を受けること。
- (2) 警戒船の船長は、燃料及び清水等の補給若しくは機関故障等のために業務の遂行ができなくなったとき又は交替警戒船と業務の引継ぎを完了したときは、警戒業務管理者等に報告すること。
 - (3) 警戒船の船長は、交替警戒船と業務の引継ぎを行った後でなければ原則として警戒を行う区域を離れないこと。
 - (4) 引継事項は次のとおりとし、これらを確認のうえ、警戒業務記録簿の引継事項欄に記載すること。
 - ① 業務の実施状況及び今後の予定
 - ② 航行船舶の動静
 - ③ 航行援助施設の現状
 - ④ 船体・機関・機器・警戒業務実施上必要な設備・通信設備等の現状
 - ⑤ 燃料及び清水等船用品等の保有状況
 - ⑥ その他警戒業務実施上必要な事項
 - (5) 警戒船の船長は、交替して勤務についたときは、その旨を警戒業務管理者等に報告すること。
 - (6) 警戒船が勤務を交替して基地に帰投したときには、専従警戒要員は、警戒業務実施中の状況を警戒船日報（別添）に記載し、警戒業務管理者等に提出すること。

7 警戒船の管理運用体制

7 - 1 警戒業務管理者の職務

警戒業務管理者は、主として次の業務を行うこと。

- (1) 警戒業務全般に係る調整に関すること。
- (2) 警戒船の運用及び警戒業務の実施に関し必要な情報の収集並びに警戒船の船長及び専従警戒要員に対する当該情報の伝達に関すること。
- (3) 警戒業務の実施に係る警戒船及び関係海上保安官署との連絡に関すること。
- (4) 警戒船の船長及び専従警戒要員に対する工事作業等の内容の周知に関すること。
- (5) 専従警戒要員及び警戒船乗組員の教育・訓練に関すること。
- (6) その他警戒業務の実施に係る必要な事項に関すること。

7 - 2 警戒業務管理補助者の職務

警戒業務管理補助者は、警戒業務管理者の職務を補佐するものとする。

7 - 3 警戒業務の管理

- (1) 警戒業務管理者等は、事前に警戒船の運用計画を策定して警戒船の船長に指示すること。
- (2) 前項の運用計画においては、次の事項を明確にすること。
 - ① 警戒船の行動に関すること。
 - ② 燃料及び清水等の補給に関すること。
 - ③ 警戒船及び乗組員の交替に関すること。
 - ④ 特殊作業等に関すること。
 - ⑤ 乗組員の研修・訓練に関すること。
 - ⑥ その他必要な事項
- (3) 警戒業務管理者は、休暇等の事由により警戒業務管理者としての職務を行うことができない場合における当該業務の代行者をあらかじめ警戒業務管理補助者の中から指名しておくこと。
- (4) 警戒業務管理者等は、警戒船が警戒業務に従事している間は、警戒船が行う業務の実施状況を把握できる事務所に自ら勤務するか又は代行者を勤務させること。
- (5) 警戒業務管理者等は、当社が別途設置している工事責任者又は陸上支援組織（以下「工事関係者」という。）との連絡を密にし、警戒船が必要とする情報の提供を受けた場合はそれを警戒船に提供すること。また、警戒船から報告のあった異常接近船に関する情報、警戒を行う区域内で発生した事故に関する情報及び巡回中に発見した工

事作業等関連施設の異常に関する情報等を受けた場合は、速やかに人命救助、応急措置等必要な指示をするとともに、工事関係者及び海上保安庁等関係機関へ報告又は通報すること。

- (6) 警戒業務管理者等は、警戒船が海難救助に従事する等の緊急事態に長時間対応する場合又は緊急事態の内容により、警戒船全船が人命救助、応急措置等に対応しなければならない場合は、工事作業等に対する警戒船の確保、必要な支援の提供など警戒船全船に関する調整を図ること。

8 専従警戒要員及び警戒船乗組員の教育・訓練

- (1) 警戒業務管理者等は、専従警戒要員及び警戒船乗組員に対し、海上交通関係法令、緊急事態発生時の措置等警戒業務に必要な教育及び実地訓練を1つの工事作業等の警戒業務開始前に1回以上実施し、その後、毎月1回以上実施すること。
- (2) 警戒業務管理者等は、本工事作業等に類似した他の工事作業等の実施海域内で発生した事故例を調査研究し、専従警戒要員及び警戒船乗組員に対し、周知徹底を図ること。

【東北における港則法に係る工事・作業・行事許可申請のあて名及び提出先等】

特定港にかかる申請書は当該港を管轄する港長、特定港以外の港については、当該港を管轄する海上保安部長へ提出して下さい。

提出先	申請書書式記載のあて名	申請が適用される港の区域
青森海上保安部	青森港長	青森港（特定港）
	青森海上保安部長	深浦港、鯨ヶ沢港、小泊港、三厩港、平館港、小湊港、野辺地港、大湊港、川内港、脇野沢港、佐井港、大間港、大畑港
八戸海上保安部	むつ小川原港長	むつ小川原港（特定港）
	八戸港長	八戸港（特定港）
	八戸海上保安部長	尻屋岬港、久慈港、八木港
釜石海上保安部	釜石港長	釜石港（特定港）
	釜石海上保安部長	山田港、大槌港、大船渡港、広田港
宮城海上保安部	仙台塩釜港長	仙台塩釜港（特定港）
秋田海上保安部	秋田船川港長	秋田船川港（特定港）
	秋田海上保安部長	象潟港、金浦港、平沢港、本荘港、戸賀港、北浦港、能代港
酒田海上保安部	酒田港長	酒田港（特定港）
	酒田海上保安部長	加茂港、由良港、鼠ヶ関港
福島海上保安部	相馬港長	相馬港（特定港）
	小名浜港長	小名浜港（特定港）
	福島海上保安部長	四倉港、江名港、中之作港
宮古海上保安署	釜石海上保安部長	宮古港
気仙沼海上保安署	宮城海上保安部長	気仙沼港、志津川港
石巻海上保安署	石巻港長	石巻港（特定港）
	宮城海上保安部長	女川港、鮎川港、荻浜港、渡波港